

第31回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日(月) 午後2時00分から午後3時50分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	8	森地 隆照
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子

5. 欠席委員 1名

役職名	議席番号	氏名
委員	9	高井 啓

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席7番 吉田 新太郎 委員
議席10番 倉田 一良 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第151号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について
- 議案第152号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第153号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第154号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第155号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第156号 甲賀農業振興地域整備計画の変更について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

6) 報告及び協議事項

- 副会長報告事項
- 下限面積検討委員会報告事項
- 活動方針作成委員会報告事項
- 意見書検討委員会報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
局長補佐（農地係長）	田中 克司
農政係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第31回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・次期農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦
・「人・農地プランの実質化」に向けた役割の明確化・重点化

事務局長 ありがとうございます。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席9番 高井啓委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって本総会の出席委員は18名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席7番 吉田新太郎委員と、議席10番 倉田一良委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第151号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」を議題といたします。
まず、2条調書、整理番号6番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第151号をご説明申し上げます。議案書は2ページからとなります。
今月の申請は1件で申請者の住所、氏名、証明する土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号6番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の1ページ、2ページとなります。
申請理由について説明いたします。平成2年頃に耕作をやめ、20年以上放置し、草木が生い茂り自然林が生え、近隣の農地も同様に荒廃して一体的に原野山林化していることから、非農地としての証明を申請されました。
申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号6番につきましては、議席2番 瀧井委員から説明をお願いいたします。

担当農委 2番、灌井です。事務局の説明のありました2条調書整理番号6番に対して説明させていただきます。

去る1月12日、富川農地利用最適化推進委員と共に、現地の状況について協議いたしました。申請地は、周辺農地を含めて荒廃農地のB分類、赤色であり、調書に示されているように、平成2年以来約30年に渡り耕作を断っていること、また草木が生い茂り、原野化している状況から、今後農地への復元そのものの可能性がなく、非農用地とすることについて止むなしとし、許可相当であると思われまので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続いて区域番号11番 富川推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 11番、富川です。事務局ならびに灌井委員のおっしゃるとおりでございます。1月12日に現地を確認に向かったのですが、現地付近から踏み入れられないくらい木々が生い茂り、原野化を確認しました。農地への復元は困難であると判断いたしましたので、どうぞご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様をお願いいたします。ご意見ございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号6番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6番につきましては、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。
議案第151号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第152号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
まず、3条調書、整理番号18番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第152号をご説明申し上げます。議案書は4ページからとなります。
今月の申請は4件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につき

ましては、議案書のとおりでございます。

整理番号18番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の3ページから4ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外であります。

申請理由及び概要について説明いたします。申請地は道路に接しておらず、車で近づけない法面であるため、譲渡人は耕作が行えませんでした。譲受人は申請地の隣接地にお住まいであり、畑作地として適地であるため、農地の所有権移転を合意され、申請されました。譲受人は申請地にて大根や白菜など野菜を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号18番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。

担当農委

4番、西田です。事務局から説明のありましたように、譲渡人は高齢で、耕作ができないということで、放棄状態となっております。そこで自宅と隣接地である譲受人が除草をされているのと、譲渡人から今後も管理ができないので、購入依頼をされ、売買の契約が成立したということであります。現地確認につきましては、ちょうど大久保、大原中、大原上田の3地点の真ん中辺りになり、通常だと大原推進委員と確認させていただいておりますが、双方とも非常に近い場所でしたので、個々に現地確認としました。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号27番 大原推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

27番、大原です。西田委員から説明のありましたとおりでございます。私の近所でありますので間違いありません。問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号18番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号18番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きます、整理番号19番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号19番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の5ページから6ページとなります。申請地は、農業振興地域内農用地であります。

申請理由及び概要について説明いたします。申請地のほ場は、県道阿山甲賀線拡幅工事に伴い、大部分がポンプ小屋施設となります。残地の面積は狭小であり、水稻耕作が行えないことから、隣接土地所有者である譲受人が一体的に耕作されることとなったため申請されました。譲受人は県営工事完了後、畦畔を廃し、隣接地と一体的に水稻を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

整理番号19番につきましては、議席11番 中川委員から説明をお願いいたします。

担当農委 11番、中川です。本件につきましては、昨年の12月11日に、北田推進委員と共に現地に向かい、県の土木の方から詳しく説明を受けました。計画に伴ってその場所より用水のポンプが移設され、残地がわずかということから、耕作できないということと、あわせて譲受人と譲渡人で話ができ、贈与という形で隣の譲受人に耕作していただくということになりました。変な形になるのですが畦畔を取って引き続き耕作をしてもらうということになりましたので、周辺農地を見ても何ら問題ありませんので、許可相当と考えております。どうか審議のほどよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

続いて区域番号37番 北田推進委員が欠席ですので、ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号19番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号19番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

- 議 長 続きまして、整理番号20番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号20番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の7ページから8ページとなります。申請地は、農業振興地域内農用地であります。
申請理由及び概要について説明いたします。申請地の隣接地との畦畔がなく、隣接地土地所有者である譲受人が一体的に耕作されております。今般、売買による所有権移転について双方合意され、申請されました。譲受人は申請地にて引き続き水稻を栽培される予定であります。
申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号20番につきましては、議席9番 高井委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。
- 事務局 意見書を朗読します。
当該土地は、水稻栽培されている農地です。譲渡人が高齢のため、申請地一帯を管理している譲受人に申し出て、売買の合意に至ったものであります。現地を確認したところ、耕作され、周辺に及ぼす影響もないと判断いたしました。以上から、本申請の許可は妥当であると思っておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号39番 辻推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 39番、辻です。事務局の説明ならびに高井委員の意見書のとおりでございます。12月16日に現地を確認させていただきました。譲受人は高齢でかねてから規模縮小を考えられておられたところ、隣で耕作をされている方と今回話がまとまったということでもあります。従前のとおり水稻栽培されることということでもありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号20番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号20番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号21番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号21番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の7ページから8ページとなります。申請地は、農業振興地域内農用地であります。
申請理由及び概要について説明いたします。申請地は譲受人の父と譲受人が耕作されていきました。譲受人の父が亡くなった際に土地登記簿を確認されますと土地の所有者が親戚である譲渡人であることがわかり、譲受人が相続登記できなかつたため、土地所有権の2分の1を贈与するため申請されました。譲受人は申請地にて引き続き水稻を栽培される予定であります。なお、持分2分の1の贈与として申請されましたが、譲受人が今後も主として耕作することに間違いのない旨の譲渡人による上申書が添付されております。
申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号21番につきましては、議席9番 高井委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。
- 事務局 意見書を朗読します。
当該土地は、水稻栽培されている農地です。譲渡人が申請地を実質管理している譲受人に申し出て贈与されるものであります。現地を確認しましたところ、耕作されており、周辺に及ぼす影響もないと判断をいたしました。以上から、本申請の許可は妥当であると思っておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号41番 大平推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 41番、大平です。譲受人・譲渡人は親族間の土地の移動であります。対象農地は、国道307号線沿いに面しております。農道の排水対策も熱心にされて、耕作意欲は感じております。農地の移動については、地域の農業振興に何ら不安を与えるものではないと思っております。よろしく申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】

- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号 21 番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。
よって、整理番号 21 番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第 152 号については、以上であります。
- 議 長 　　続きまして、議案第 153 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、4 条調書、整理番号 16 番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　議案第 153 号をご説明申しあげます。議案書は 6 ページからとなります。
今月の申請は 3 件で、申請者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号 16 番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の 11 ページ、12 ページ、土地利用計画は 13 ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えている区域内にある農地転用が可能な第 3 種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。申請者は申請地を相続により取得しましたが、駐車場、物置として利用している土地の地目が畑であることが判明したため申請されました。計画によりますと、駐車場、物置、進入路として利用されます。雨水は敷地北側の道路側溝に放流して処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。
以上、農地法第 4 条第 6 項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議 長 　　ありがとうございました。
整理番号 16 番につきましては、議席 2 番 瀧井委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 　　2 番、瀧井です。事務局より説明のありました整理番号 16 番について説明をさせていただきます。
去る 1 月 14 日に、住宅メーカーの担当者と申請者で現地を確認いたしました。今回の申請地は、国道 307 号線虫生野中央交差点のガソリンスタンドの裏に当たるところで、周辺には住宅や店舗が建っており、またこの申請人の農家住宅を囲むように農地が広がっております。その一部を現在、駐車場、物置、畑として使用されており、周囲には道路側溝を含む水路が整備されております。場内の雨水すべて流れ込むようになっていることから、周辺農地への雨水、土砂の流出等は考えられ

にくく、周辺への悪影響はないものと思われます。許可相当と考えますので、ご審議よろしくお願ひ申しあげます。

議 長 ありがとうございました。
続いて区域番号6番 西田推進委員、補足説明がございましたらお願ひいたします。

担当推委 6番、西田です。本件につきましては、事務局ならびに農業委員より詳細な説明があつたとおりでございます。農地利用の最適化の推進に何ら影響を及ぼすことはないと判断されますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号16番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よつて、整理番号16につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号17番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号17番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の14ページ、15ページ、土地利用計画は16ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域の農地で農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、農業を営む上で農機具を保管する場所が必要となつたことから農業用倉庫と居宅を建築しましたがつ、その建築した土地の地目が田であることが判明したため申請されました。計画によりますと、現状のまま農業用倉庫と農家住宅として利用されます。雨水は敷地内勾配を利用し既設側溝へ放流、また自然浸透においても排水処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしてゐると判断いたしました。

- 議 長 ありがとうございます。
整理番号17番につきましては、議席2番 瀧井委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 2番、瀧井です。事務局から説明のありました整理番号17番について、去る1月7日に申請代理人と現地確認をいたしました。申請地は、農家住宅に隣接する農地であり、昔から建てられていた2棟の建物と、比較的新しい農業用倉庫1棟が建っており、その他は畑として耕作されております。また周辺農地との間には、排水路と里道がありまして、敷地内の雨水や土砂の流出等の心配はなく、周辺農地への直接の影響はないものと思われます。許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号7番 福本推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 7番、福本です。瀧井委員から説明のありましたとおりでございます。以前から農家用の住宅が建っておりまして、それに庇をかけて、裏側に鉄骨の農業用倉庫を継ぎ足した状況でございます。農地の集積等につきましても問題なく、また進入路ならびに北側、西側には水路、里道が通っておりまして、排水等にも他に悪影響を及ぼすことはないと考えております。年末に代理人と同席し、現地は確認しております。ご承認のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号17番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号17番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号18番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号18番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の17ページ、18ページ、土地利用計画は19、20、21ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、農地の区域がおおむね10ヘクタール未満の区域内

にある第2種農地であります。本申請において、周囲が山林であり、耕作が困難な場所で周囲に及ぼす影響がない土地であることから当該申請はやむを得ないと判断しました。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、水利が悪く、農業機械を入れる道もなく、田の管理ができなくなったため杉の植林を行いました。その土地の地目が田であることが判明したため申請されました。計画によりますと、現状のまま利用されます。雨水は自然浸透より処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号18番につきましては、議席3番 川村委員から説明をお願いいたします。

担当農委 3番、川村です。内容は、事務局の説明のとおりでございます。私も昨年に現地を確認させていただきました。参考図18ページ、池が真ん中にあるのですが、これは昔の手で掘ったような溜まり池であります。ここまで上がるまでにかなり山林化されておりますが、左上に1739、池のすぐ横に1730-1、それから下から上がってくると1721と1720-1があります。当該地はかなり杉が大きくなっておりまして、よく考えれば、このようなところでよく田をしておられたと、自然の水を利用して、この池を掘って水を貯めて耕作されていたということです。田の地目ですが、現況は植林されておりまして、山であります。ただ下には田があるのですが、現状のまま雨が降っても、池には水がありませんし、特にその水が飛び出て下の田に飛んで入るようなことのない排水の確認をいたしましたので、特に問題がないと判断をいたしました。どうぞご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続いて区域番号30番 山口推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 30番、山口です。川村委員が言われましたように、私も現地を確認しましたが、木が大きくなっており、何の問題もないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号18番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号18番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第153号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第154号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、5条調書、整理番号48番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第154号をご説明申し上げます。議案書は8ページからとなります。

今月の申請は4件で、申請者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号48番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の22ページ、23ページ、土地利用計画は24ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内にあり、住宅等が連たんしている区域内の農地で、農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、製造業を営んでおり、隣接に工場はありますが、事務所がなく不便であり、事務所新設のため申請されました。計画によりますと、土地の造成を行い、事務所を1棟建設されます。また、雨水は既設の排水を使用し、汚水は公共下水により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号48番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 18番、田畑です。5条調書48番につきまして、事務局より詳しい説明がありましたが、私からも説明させていただきます。

本案件は、譲受人が事業を拡大され、現在の事務所ではOA機器をはじめ、事務処理の機器導入が必要となり、現在の事務所では手狭になり、新しく事務所を建築されるものであります。場所としては、工場用地敷地に隣接した譲渡人の土地があり、売買交渉されたところ双方が合意されました。申請地は現在不耕作地であり、また通作距離も遠く、今後も耕作されることはないようでございます。荒廃するまでにこの農地を有効利用すべきだと感じております。今後施工につきましては、排水対策は市道側溝に排水されます。また隣地の農地は、市道を挟み西側にあり、周囲の農地に影響を及ぼすことは全くありません。そうしたことで、地元農業改良組合長および地域担当の農地利用最適化推進委員も同意されております。よって私も

詳細に調査し、許可相当と判断をいたしました。どうかよろしくご審議賜り、ご承認を賜りますようお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号18番 頓宮推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書を朗読します。
今回申請の農地は、以前に許可された工場用地の残地であり、市道との間の狭小の変形地のため、農地としての利用が難しく、工場用地として利用されるのが最適と考えられます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号48番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号48番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号49番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号49番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の25ページ、26ページ、土地利用計画は27ページとなります。申請地は、市街化調整区域で高速自動車国道の出入口の周囲からおおむね300メートル以内にある第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は自身が所有する牧場施設の隣接にあり、来場者が動物と触れ合える場所を増やすため申請されました。計画によりますと、譲受人自身が土地の整備を行い、牧場として利用されます。また、雨水は敷地内自然浸透により処理され、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。土地は交換により取得されます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号49番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 15番、福永です。この件につきましては、牧場の東側にある県道49号線の拡張に伴い、牧場の土地が減るということで、県と打合せをされました。本件の場所は今山林となっておりますが、元々田で、50年位前から木が植わっており、山林の状態になっています。譲受人が交換という形で取得されました。その後は、今生えている木を伐採し、牧場として利用されると聞いております。また、排水につきましても、現土地の西側の所に排水路があり、そちらに流れまして隣接のほ場には影響がございませんので許可相当と考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号34番 渡辺推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 34番、渡辺です。福永委員から説明のありましたとおり、現況は山林になっておりまして、何十年来の山林でございます。そこを牧場として利用されるということで、近隣の農地には支障がないと思っておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号49番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号49番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号50番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号50番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の28ページ、29ページ、土地利用計画は30ページとなります。申請地は、市街化調整区域で住宅等が連たんしている区域内の農地で、農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、障害者総合支援法に基づ

く障害福祉サービス事業として、しいたけ菌床の育成を行っておられますが、事業拡大に伴い資材を保管する場所が必要になったため申請されました。計画によりますと、土地の造成を行い、しいたけ菌床等の資材を保管されます。また、雨水は敷地内自然浸透により処理され、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号50番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 15番、福永です。去る1月12日に現地を代理人と確認して参りました。現在、障がい者の方がキノコを作っており、そのキノコの使用済みの廃棄物である菌床置場が手狭になるということで置場所を探しておられたところ、現地が適当であるということで申請に至りました。隣接の住宅ならびにほ場の関係につきましては、了承を得られておられます。また自然の廃菌床ということで、毒性もございませんので許可相当と認めます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
続いて区域番号36番 田中推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書を朗読します。
今回の申請人は、竜法師地先において障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業ならびに相談支援事業を行っており、現在、就労支援事業として、しいたけ栽培が行われています。栽培にはおがくずを固めた10センチメートル角のブロックが使われ、育成が済んだ菌床は近隣にある牧場に引き取られますが、現在の保管場所が狭くなったために、引き取られるまでの間、保管場所として利用されるものであります。申請地は永年、農地して利用されておらず、隣接者の同意を得られているということからも、今回の申請には特に問題がないものと考えます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号50番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号50番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号51番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号51番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の31ページ、32ページ、土地利用計画は33ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域内の転用が可能な第3種農地であります。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設設置のため申請されました。

転用理由及び概要について説明いたします。計画によりますと、南側に向け太陽光パネル256枚、パワーコンディショナー8台を設置し、44.0キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は敷地内自然浸透、大雨の際には北側の水路へ放流により処理され、転用による周辺農地への被害はないと考えられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断されます。

なお、この農地転用許可申請に際しては12月4日付けで受付しましたが、法定添付書類である土地利用計画図において、大雨の際の雨水排水処理が不備であったため、1月総会議案とすることは保留しました。この土地利用計画図が修正されたことから、2月総会議案として上程したものです。地元農業組合長の同意書は添付されていますが、隣地農地所有者は所在不明であることから、隣地承諾書は添付されていません。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号51番につきましては、議席13番 寺田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 13番、寺田です。事務局から説明いただいたとおりです。申請地については、5年前から不耕作で、現在はセイタカアワダチソウが背の高さ位まで生えて不耕作になっております。また申請地の西側ですが、田を1枚挟んで太陽光発電施設が3件ほどできております。また11月の総会で許可いただきました同業者の申請地もこの斜め向こうで、今回の計画について、太陽光施設に関しましては特に問題はないものと思われま。また地元同意も得られていることから許可相当と思われま。現地確認は10月14日、山本推進委員と共に行っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号42番 山本推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

- 担当推委 42番、山本です。事務局ならびに寺田委員から詳細な説明がありましたとおりで、別段補足説明はございません。よろしくご審議お願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号51番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号51番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第154号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第155号につきましては、私の親族の案件がございますので、議事参与の制限により、当案件の審議は、総会会議規則第7条第2項の規定により、田畑副会長に議事の進行をお願いします。
- 【北田議長は19番席に移動】
【田畑副会長は議長席に移動】
- 臨時議長 それでは、議案第155号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、議席3番 川村委員ならびに議席19番 北田委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。
- 【川村委員・北田委員 退席】
- 臨時議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第155号をご説明申し上げます。議案書は11ページからとなります。
今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は154件でございます。借り手、貸し手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。12ページから15ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数150名、借り手は実人数9名、面積は719,604.83平方メートル、71.9ヘクタールとなります。
次に、所有権移転の合計の売り手は実人数1名、買い手は実人数1名で、面積は

2, 613平方メートルとなります。また、借り手・買い手の経営状況につきましては、63ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

臨時議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

臨時議長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第155号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

臨時議長

挙手全員でございます。

よって、議案第155号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議案第155号については、以上であります。

臨時議長

それでは、川村委員と北田委員の入室、着席を求めます。

【川村委員・北田委員（19番席） 入室・着席】

臨時議長

それでは、これよりは北田議長に議事の進行をお願いします。

【田畑臨時議長は副会長席へ移動】

【北田委員は議長席
へ移動】

議 長

改めまして、私の方で議事の進行をさせていただきます。

続きまして、議案第156号「甲賀農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第156号をご説明申し上げます。議案書は、64ページからとなり、対象地は参考図の34ページから44ページとなります。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外するためには、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき変更案の確定前に農業委員会の意見を聴くこととされています。案件は7件あり、土地の所在・面積・変更理由等につきましては、議案書のとおりでございます。内容は、山林が2件、甲賀市認定こども園が3件、自己用住宅が2件であります。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

川村委員 3番、川村です。13、14、15、16を見ていて、どの辺りの計画の変更なのかを概略でよいので、こども園と山林ということでしておりますが、説明をお願いします。

事務局 まず、13番は、現状も山林で、今後も周辺農地の保全に影響はないということです。

14番、15番、16番ですが、地図は37ページですが、伴谷保育園があり、伴谷幼稚園、保育園を統合して、この土地に認定こども園の建設を計画されており、合理的な開発の計画であるということです。以上でございます。

議 長 よろしいか。

川村委員 はい。

議 長 他にご質問はございませんか。

吉田委員 7番、吉田です。あくまでも公共に付する施設ということで、農業振興課も農業委員会も同じ意見で出さなければならないということか、それだけ聞きたい。当然、農業委員会の前に農業振興課で検討しているはず。一度確認だけして欲しい。

事務局 農業振興課から農業委員会の意見を求めるというものです。

吉田委員 農業振興課から農業委員会事務局に書類を出されたということですね。わかりました。

議 長 他にご質問はございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第156号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第156号につきましては、原案のとおり可決し、市にやむを得ない旨の通知をします。

議案第156号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件 1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め
ます。

事 務 局 報告いたします。お手元の調書は、68ページからとなります。
農地地法第4条の届出は、市街化区域内において、権利の設定、移動のない農地
転用の届出でございます。農地法第4条の届出地は参考図の45ページから47ペ
ージとなります。今月の届出は4件で、届出者の住所・氏名、転用する土地の所
在・地目・転用面積等につきましては、68ページの調書のとおりです。内容は駐
車場が2件、共同住宅が1件、住宅用地が1件であります。
続きまして、農地法第5条の届出は、市街化区域において所有権移転、または賃
貸借権等の設定を伴う、農地転用の届出でございます。農地法第5条の届出地は参
考図の48ページとなります。今月の届出は1件で、譲受人・譲渡人の住所・氏
名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、69ページの調書の
とおりで、届出内容は、一般住宅が1件であります。
続きまして、農地法施行規則第29条第1号の届出は、農地法第4条第1項第8
号の規定により、所有農地を200平方メートル未満で自己の農業用施設へ転用す
る届出でございます。届出地は参考図の49ページとなります。今月の届出は1件
で、届出人の住所・氏名、土地の所在等につきましては、70ページの調書のと
おりです。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、報告案件 2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」、事務
局の報告を求めます。

事 務 局 報告をいたします。届出地は参考図の50ページとなります。
今月の届出は1件で、事業主の住所・氏名・形状変更を行う土地の所在・面積
と形状変更の形態等につきましては、71ページの調書のとおりでございます。
以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
報告案件は以上であります。ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いた
します。
推進委員におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます
た。
ここで一旦、休憩とします。再開は15時30分といたします。

【休憩】

議 長 それでは、会議を再開します。
これより報告事項に入ります。
最初に、報告事項 1の「副会長報告事項」について、お願いいたします。

- 副会長 ・委員農地パトロールの結果について
- 議長 続きまして、**報告事項2の「下限面積検討委員会報告事項」**について、伴委員長よりお願いいたします。
- 伴委員長 ・第3回下限面積検討委員会の結果について
・第4回下限面積検討委員会の開催について
- 議長 続きまして、**報告事項3の「活動方針作成委員会報告事項」**について、中川委員長よりお願いいたします。
- 中川委員長 ・第2回活動方針作成委員会の結果について
・第3回活動方針作成委員会の開催について
- 議長 続きまして、**報告事項4の「活動方針作成委員会報告事項」**について、私から報告させていただきます。
- 北田委員長 ・第2回活動方針作成委員会の結果について
・第3回活動方針作成委員会の開催について
- 議長 続きまして、**報告事項5の「事務局報告事項」**について、お願いします。
- 事務局 ・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
・農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について
・甲賀地域農業者のつどいの結果について
・第3回地域ブロック会議の結果について
・農業委員・推進委員研修会について
- 議長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。
ご審議いただきありがとうございます。
- 事務局長 それでは閉会にあたり、田畑副会長がご挨拶を申し上げます。
- 副会長 **【閉会挨拶】**

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長

議事録署名人

議事録署名人
